平成２２年（フ）第３７６号
茨城県水戸市姫子２丁目19番地
債務者　大橋　義一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
茨城県水戸市見川２丁目201番地の８　グリーンハイツ見川401号
債務者　川原井久美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
茨城県水戸市栗崎町1989番地の４
債務者　長尾　伸司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０１号
茨城県那珂市菅谷1537―25、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大成町26番15号
債務者　大谷　敦子（旧姓横山・廣門）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
茨城県ひたちなか市大字高場２番地１　市営高場第１アパート４―４―２
債務者　齋藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６０号
埼玉県狭山市大字北入曽1508番地の111　フラワーヒル68―８
債務者　大滝　清孝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２２号
大阪府高石市東羽衣４丁目６番３号
債務者　末原　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
堺市堺区大浜中町３丁13番５号
債務者　富田　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
堺市北区新金岡町２丁５番10―707号
債務者　松橋　　敬
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
大阪府河内長野市中片添町28番８―201号
債務者　谷　　利美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４７号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目８番53号
債務者　高林工務店こと　高林　　近
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７７号
堺市堺区大浜北町３丁４番７―309号
債務者　中谷　新一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３９号
札幌市白石区平和通６丁目北９番19号　ハウスれいか１階１号
債務者　水上　一治
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７１号
札幌市東区東雁来９条１丁目６番16号
債務者　岩野　康洋
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０３号
札幌市手稲区星置１条３丁目５番１―108号
債務者　津島　潤一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２６号
札幌市北区篠路４条６丁目５番１号
債務者　浦田　　亨
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３６号
札幌市清田区清田２条２丁目17番10―1001号
債務者　櫻庭　幸吉
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６６号
札幌市北区北37条西３丁目２番17―208号
債務者　八木橋　圭
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部